

多賀工業会 水戸勝田支部細則

第1条 会則6条に規定された名誉支部長及び顧問の委嘱基準は次の通りとする。

- (1) 名誉支部長は、支部長経験者で支部創設、発展に貢献した者。
- (2) 顧問は、支部長、多賀工業会会長又は副会長を経験した者、並びにこれに準じる顕著な功績を残した者。

第2条 会則第4条に規定された功労会員の推薦基準は次の通りとする。

功労会員は、三役経験の者並びにこれに準じる顕著な功績を残した者。

第3条 会則第17条に定める年会費は、3,000円とし、会計年度内に徴収する。

ただし、一旦納入の会費は理由の如何にかかわらず返還しないものとする。

第4条 会報は、次の者に配布する。ただし、配布中止希望者には次年度以降配布を取り止める。

- (1) 過去5年以内に年会費を納入した者
- (2) 過去5年以内に総会・同好会・イベントなど支部活動に参加した者
- (3) 該当地域内に在住・在勤の卒業生のうち卒業の直近3年間ならびに60歳到達後5年間の者
ただし、卒業直近3年間の者は、同窓会名簿発行毎に把握できた新たな卒業者を対象とし、把握後3年間配布するものとする。
- (4) 広告料・寄付金納入者
- (5) 特別講演会講師ほか支部運営へ協力貢献した者
- (6) 多賀工業会本部及び全支部
- (7) その他、常任幹事会で推薦され支部長が承認した者

第5条 本細則の改廃は、常任幹事会にて行う。

[付 則]

この規程は、平成27年8月25日より施行する。

平成30年6月17日一部改訂。

令和元年12月1日一部改訂。

令和2年4月20日一部改訂。